関東学院大学大学院学費等納入規程

（趣旨）

第１条　この規程は、関東学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第４５条の規定に基づき、大学院の学費及び諸納金（以下「学費等」という。）の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

（学費）

第２条　この規程において「学費」とは、入学金、授業料、施設費及び実験実習費をいう。

（諸納金）

第３条　この規程において「諸納金」とは、学会費及び学生教育研究災害傷害保険料をいう。

（学費等の額）

第４条　学費等の額は、大学院学則別表第２に定めるとおりとする。この場合において、再入学者への同表の適用については、別に定める。

（学費等の納期）

第５条　学費等の納期は、次のとおりとする。

（１）　春学期の納期は、４月１日から４月２５日までとする。

（２）　秋学期の納期は、１０月１日から１０月２５日までとする。

２　入学を許可された者の学費等の納期は、前項第１号の規定にかかわらず、入学手続書類に記載された期日までとする。

３　特別の事由により前２項の規定により難いと学長が認めた場合は、学費等の納期を変更することができる。

（学費等の納入方法）

第６条　学費等は、所定の用紙により、前条に規定する納期内に本学が指定する銀行に振込むものとする。

（学費等の延納）

第７条　経済的困窮により、学費等を第５条第１項に規定する納期内に納入することができない場合は、所定の延納願を当該納期内に、学生生活課に提出するものとする。

２　学費等の延納を許可された者は、学費等を春学期については６月２５日まで、秋学期については１２月２５日までに納入しなければならない。

（学費等未納者の措置）

第８条　学費等未納者の試験の受験及び課程の修了は、これを認めない。

（学費等未納者の退学）

第９条　学費等を、第５条第１項に規定する納期から２箇月を経過しても納入しない者又は学費等の延納を許可された者であって、第７条第２項に規定する納期内に納入しない者は、大学院学則第３７条第２項第１号の規定に基づき、当該研究科委員会の議を経て、退学とすることがある。

（在籍期間の終期）

第１０条　学費等未納により退学された者の在籍期間の最終日は、すでに納入した学費等の納入日が属する年度又は学期の末日とする。

（所要単位修得者の学費等）

第１１条　博士課程に所定の修業年限以上在学し、かつ、所定の単位を修得した者が、修士又は博士の学位の取得を目的として、所定の修業年限を超えて当該課程に在籍する場合の学費等は、当該年度の授業料の半額とし、春学期と秋学期にそれぞれ２分の１ずつ納入するものとする。

２　工学研究科に在籍する者は、前項に定めるもののほか、実験実習費を納入しなければならない。

（休学者の学費等）

第１２条　休学を許可された者の学費等は、当該学期１００，０００円（在籍料）とする。

２　学費等を納入した者であって、春学期については６月２５日、秋学期については１２月２５日を超えて休学の申し出をし、休学が許可された場合は、すでに納入した学費等は返還しない。

（停学者の学費等）

第１３条　停学中の者は、学費等を全額納入しなければならない。

第１４条　削除

（再入学者の学費等の免除）

第１５条　関東学院大学学位規則第２２条に定める博士の学位授与の申請を目的として再び入学する場合の学費等は、初回に限り当該年度について、これを免除する。

（春学期末修了者の秋学期納入学費の免除）

第１６条　大学院の学生で春学期末をもって修了する者については、当該年度における秋学期納入学費を免除する。
２　前項の規定により、秋学期納入学費の免除を受けようとする者は、所定の申請書を学生生活課に提出するものとする。
３　所定の修業年限以上在学し、大学院学則第２２条又は第２３条に定める修了要件を春学期末をもって満たす者が、当該年度における秋学期の授業を履修せずに在学する場合は、秋学期納入学費を５０，０００円とする。
（学費等の返還）
第１７条　一度納入した学費等は、これを返還しない。ただし、前条第１項に該当する者であって、すでに当該年度における秋学期納入学費を納入した場合には、前条第１項に定める免除額を返還する。
（他規程の準用）
第１８条　この規程に定めるもののほか、大学院の学費等の納入に関し必要な事項は、関東学院大学学費等納入規程の規定を準用する。
（その他）
第１９条　この規程に定めた納期が金融機関の休業日に当たるときは、その翌営業日を納期とする。
（規程の改廃）
第２０条　この規程の改廃は、理事会が行う。

附　則

この規程は、昭和５８年１２月１５日から改正施行する。

附　則

この規程は、昭和６２年４月１日から改正施行する。

附　則

この規程は、平成４年１２月１５日から改正施行する。

附　則

この規程は、平成６年１０月２７日から改正施行する。

附　則

この規程は、平成１１年２月２５日改正し、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１５年２月１３日に改正し、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１６年２月１９日に改正し、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２１年３月１２日に改正し、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年１月１４日に改正し、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２２年４月１５日から改正施行する。
２　この規程による改正後の大学院学費・諸納金納入規程第１２条第２項の規定は、平成２２年４月１日から適用する。

附　則

１　この規程は、平成２２年６月３日から改正施行する。
２　この規程による改正後の大学院学費・諸納金納入規程第１１条第１項及び第１６条第３項の規定は、平成２２年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成２４年１２月１８日から改正施行する。

附　則

１　この規程は、２０１４年４月２４日から改正施行する。
２　この規程による改正後の大学院学費・諸納金納入規程第１５条の規定は、２０１４年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、２０１５年９月１７日に改正し、２０１６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、２０１７年１０月１８日から改正施行する。

附　則

この規程は、２０１９年４月１５日に改正し、２０１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、２０２４年３月７日に改正し、２０２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、２０２５年１月９日から改正施行する。